生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成21年度以降に、下記の㋐、㋑の要件を満たす製作及び架設工事を元請けとして完成・引渡しが完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、下記㋐、㋑は同一工事であること。（製作と架設が分離発注された同一橋梁又は橋梁形式が同様なセパレート橋についても同一工事とする。）

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

㋑　橋梁形式が鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　特定建設共同企業体の代表者以外の構成員については、平成21年度以降に、上記の⑸イの要件を満たす製作及び架設工事を元請けとして完成・引渡しが完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。

エ　国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、帯広開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

オ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での作業期間に専任で配置できること。現地での作業期間は、令和８年２月上旬から工期末までを予定している。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成21年度以降に、上記⑸イに掲げる要件を満たす製作及び架設工事を元請けとして施工した実績を有する者であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成21年度以降に、上記⑸ウに掲げる工事の要件を満たす製作及び架設工事を元請けとして施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴を有する者であること。

⑹　出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、一般国道38号帯広市鎮橋上部工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局帯広開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局帯広開発建設部契約課

# 招　　請

## 資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和６年10月21日

中国四国管区警察局四国警察支局

徳島県情報通信部長　幸村　　博

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　36

**○第１号**

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　導入計画物品及び数量　徳島県警察本部用指令通信装置　１式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　令和７年度以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法

⑴　資料等の提供期限　令和６年11月22日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒770―8510 徳島市万代町２丁目５番地１　中国四国管区警察局四国警察支局徳島県情報通信部通信施設課　電話088―622―3101

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和６年10月21日から令和６年11月22日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 15, 28

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Command Communications Equipment for Tokushima Prefectural Police Headquarters, 1 Set

⑶　Type of the procurement : Purchase

⑷　Basic requirements of the procurement : as enclosure

⑸　Time limit for the submission of the requested material : 17 : 00　22 November, 2024

⑹　Contact point for the notice : Communications Facilities Section, Tokushima Prefectural Info-Communications Department, Chugoku／Shikoku Regional Police Bureau, 2―5―1 Bandaicho Tokushima-shi 770―8510 Japan. TEL 088―622―3101